

※「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」（令和3年2月3日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）より抜粋

3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

法科大学院教育の充実については、これまで実態を踏まえながら制度を改め、それぞれの法科大学院の取組を充実することで改善を進めてきた。こうした視点は今後も重要であるが、今回、法学未修者に焦点をあてて学修者本位の教育を実現する観点から議論を行ってきた点を踏まえると、法科大学院それぞれの取組を促すだけではなく、共通の課題として全体で取り組んでいくことが効果的・効率的な方策もあることが改めて認識された。個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるが、法科大学院が連携、協働することにより、全体で学修者本位の学修環境を提供することが可能になることは重要である。

特に、ICTを活用した先進的な取組などは、複数の法科大学院が連携してある程度の規模で行うことで、リソースやノウハウを有効活用し、より効果の高い継続的な取組につなげることが可能と考えられる。こうした法科大学院間の協働は、例えば、複数の法科大学院における合同のゼミやスクーリングなど法科大学院を越えた学生交流の活性化や、学生が自校に閉じることなく広い世界で切磋琢磨できる環境の提供などにもつながっていくものである。

また、質・量ともに豊かなプロフェッションの養成という観点からは、法科大学院間の協働はもとより法曹界とも連携して、法学未修者教育の充実に向けて取り組むことが期待される。

〔法学未修者教育についての継続的な検討〕

- 法学未修者教育の充実がなかなか目に見える成果に結びつかない原因の一つとして、法科大学院間で十分な連携や協力がいないことが本委員会でもたびたび指摘されており、法科大学院間の差が大きいのが現状である。
- 法学未修者教育は全ての法科大学院で行われており、直面する課題には共通するものも多いため、各法科大学院が協働し、互いに切磋琢磨することが期待される。この点、法学未修者が初期段階で身につけるべき事項に関する、いわゆる導入的な講義の動画の在り方やその共有などは、法学未修者に適した教育の在り方を、各法科大学院の教員及び法律実務家がともに議論し、高め合っていくための大きなきっかけとなり得るものであろう。本委員会で提案された導入的な講義の動画³⁹においては、法学未修者が早期に習得すべき、法的思考の流れ、条文の読み方、学説・判例を学ぶ意義や判例の読み方、法律問題の解決の流れ、民事法科目を学ぶ意義などが端的にまとめられている。この動画に関しては、初学者に対して法学の全体像を分かりやすく教授する内容であり効果的であること、目標を共にする法科大学院間で共有が可能であること、動画による知識のインプットをもとに双方向の講義がより深まること、この点は法学既修者にとっても新たな教育手法となること、入学前の法科大学院志願者に対する情報提供にもなり得ることなど、好意的な意見が多く挙げられた。
- まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策、今後の在り方について

³⁹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第99回）資料1 未修者向け導入講座動画サンプルに関する補足説明（酒井委員発表資料）

て継続的に議論する場（協働プラットフォーム）を設けることが求められる。教育内容、教育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、法律実務家の協力も得ながら、各法科大学院からの教育コンテンツ・手法の収集、精査、共有、教員や補助教員の FD の活性化などを行い、各法科大学院における法学未修者教育の充実を促し、併せて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される⁴⁰。また、ICT の活用により、法科大学院間で、日常的に、法学未修者の課題について意見交換したり、学生間や学生と修了生との間で情報交換をしたり、お互いに切磋琢磨するような関係を築くことも有効である。

⁴⁰ 法科大学院協会では、令和 2 年 12 月の法科大学院協会総会で、カリキュラム検討委員会の下に小委員会を新設し、憲法、民法、刑法を中心に、法学未修者の法律基本科目（基礎科目）の授業の在り方について、会員校間での好事例の共有やガイドラインの策定に向けた検討を開始している。

5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

法科大学院は、法曹養成制度の中核を担う機関として、これまで多くの修了生を輩出してきた。グローバル化のさらなる進展、産業・ビジネスモデルの転換、地域共生社会の実現等を受けて、社会構造がますます複雑高度化、多様化する時代にあっては、法曹が社会的に果たす役割は極めて重要である。例えば、昨今のデジタル化の急速な拡大や新型コロナウイルスの蔓延がもたらした社会情勢についても、これらが有する法的問題に向き合い、解決への道筋をつけ、中長期的な社会変革を促すためには、従来の法曹の枠を超え、多様なバックグラウンドを強みとした法律の専門家が求められる。こうした理念は、平成13年の司法制度改革審議会意見書⁴⁵においても掲げられており、法科大学院教育に携わる者は、この理念の重要性を改めて確認する必要がある。

法学未修者が法学を学ぶ必要性を感じるきっかけは様々であり、それぞれ目標を掲げて法科大学院に進学する。各法科大学院は、そうした一人一人のキャリアプランを尊重・支援するとともに、法曹はもちろんのこと、民間企業、自治体、公益団体、国際機関等の職域も含めて、法科大学院修了生の活躍先と積極的に連携し、修了生を送り出すことが求められている。法科大学院教育の成果を幅広く社会に還元することは、新たな法曹志望者の増加にもつながり、それは結果として、質・量ともに豊かなプロフェッションの養成の実現につながる。

〔法科大学院教育の成果の社会還元〕

- 法科大学院修了資格で司法試験に合格して法曹で活躍する者は年々増加しており、令和元年司法試験までに法科大学院修了資格で合格した者は約2万3,000人に達している⁴⁶。令和2年4月現在の弁護士登録者数が約4万2,000人であることを考えると⁴⁷、法科大学院が法曹養成制度の中核を担っていることは、紛れもない事実である。また、法曹の活動領域は、ますます拡大しており、国、地方自治体、企業、海外分野など、多様な分野に広がっている。近年は、現行の法規制を超えた事態への対処、例えば、ELSI⁴⁸、すなわち、最先端の科学技術（例えば、ゲノム解析やドローン技術等）が社会実装される段階でいかに法的、倫理的な基盤を整備するかなど、新たな社会課題への積極的な対応も必要である。グローバル化のさらなる進展により、外国の弁護士資格も併せて取得してグローバルな企業で活躍したり、法整備支援に携わったりするといった社会的ニーズも高まっている。また、格差の広がり等も

⁴⁵ 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」平成13年6月12日司法制度改革審議会3～13頁

⁴⁶ 法曹養成制度改革連絡協議会（第14回）【法務省提出資料】資料1-16

なお、司法試験予備試験合格の資格に基づく司法試験合格者で、最終学歴が法科大学院修了、法科大学院在学中又は法科大学院中退の者（注）は、令和元年司法試験までで累計768人に達している（司法試験予備試験合格の資格に基づく受験者が司法試験の受験を開始した平成24年以降の総数）。

（注）司法試験出願時における出願者の自己申告によるもの

⁴⁷ 法曹養成制度改革連絡協議会（第14回）【法務省提出資料】資料1-17

⁴⁸ 倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）

社会問題化している中、司法と福祉の連携を強化した司法ソーシャルワークの重要性も指摘されるなど、法曹に期待される役割は、多様な広がりを見せている。

- このような状況を踏まえ、法科大学院修了生は、法曹以外も含めて多様な分野で活躍している。文部科学省の調査⁴⁹によれば、修了生の就職先の約5割が法律事務所であるのに対し、公的機関や民間企業は合わせて約4割に及ぶ。こうした就職先における法科大学院修了生に対する評価は高く、特に、修了生の危機管理・法的リスクへの対応力、業務上の法的問題の処理能力、コンプライアンスに関する対応力、外部との戦略的な交渉力などが期待されている。また、法曹資格の有無に関わらず法科大学院修了生を採用したいと考える企業が増加傾向にあり⁵⁰、実際、法曹資格を有しない修了生の7割以上が公的機関や民間企業に就職している⁵¹。民間企業において、将来的に戦略事業、経営企画等の企業の中核的役割を担う人材となることを期待し、法科大学院修了生を採用する背景には、経営法務人材と呼ばれるような、法令全般の基礎的な知識に加え、ビジネス上の分析力、交渉力、ITリテラシースキル等を有し、企業内プロフェッションとして組織と専門性の二重のコミットメントができる人材へのニーズの高まりがある⁵²。
- こうした社会の動向を踏まえ、文部科学省や各法科大学院は、関係企業や公的機関などと積極的に連携し、修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会還元することが求められる。各法科大学院は、最先端の法的問題に取り組む法曹を輩出することはもとより、法曹にとどまらず民間企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握・開拓し、在学生や修了生のみならず、潜在的な法曹志望者に対して的確に情報提供することが期待される。

〔修了生の多様なキャリアに関する広報〕

- 法学未修者の中には、医療、福祉、教育、金融、行政事務等、社会人としての経験の中で様々な課題に直面しつつ、それを法律的に解決・予防したいという意欲を持って法科大学院に入学する者も多い。本委員会においても、多方面で活躍する法学未修者として、例えば、一級建築士から不動産や建築事件で活躍する弁護士となった者、航空宇宙工学研究から宇宙ビジネスの法的支援や特許関係で活躍する弁護士となった者、自らが続けてきたスポーツでの経

⁴⁹ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）132、166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵⁰ 企業の法務担当者の採用（配属）の方針において、（法曹資格の有無に関わらず）法科大学院修了生を採用したいと考える企業の割合は、8.8%（平成22年）から24.4%（平成27年）に増加している。（「会社法務部第11次実態調査の分析報告」平成28年9月（株）商事法務107頁）

⁵¹ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵² 「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」令和元年11月経済産業省。このほか、令和2年5月、国際標準化機構(ISO)から、法的リスク管理の標準規格であるISO31022が発行された。今後、企業等においては、法令・コンプライアンスの順守に加え、知的財産、海外訴訟、M&A等、より高度で戦略的な法務への対応を含めた法的リスク管理が求められる。

験をもとに、スポーツ分野で活躍する弁護士となった者、さらには法曹資格を有さずとも金融機関の商品開発等で法的素養を活かし活躍する者などが紹介された⁵³。

- こうした多彩なキャリアストーリーは、法曹の魅力を広く社会に発信できるとともに、潜在的な法曹志望者の増加にもつながるものであり、文部科学省や各法科大学院をはじめとする法科大学院関係者が連携・協力し、積極的に広報活動を行う必要がある。

〔法科大学院の学びの成果の積極的な発信〕

- 令和元年の法令改正により、法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者確保に資するために、法科大学院の教育課程、成績評価の在り方、修了者の進路状況などについて、各法科大学院が公表することが規定された⁵⁴。現状では、法学未修者の進路については、「司法試験合格」、「受験勉強中」のほかに、「不明」という割合が高く、その割合は修了後1年目で約28%、修了後5年目で約46%となっている⁵⁵。法学未修者の司法試験累積合格率⁵⁶が5割に満たない中、最終的に司法試験に合格できなかった修了生については大学としてその後の進路状況を捕捉しにくい面があることも事実であるが、一方で、法科大学院での学修成果としての修了生の進路を把握することは大学の責務であると同時に、法科大学院修了そのものが社会的に評価されていることを踏まえれば、各法科大学院は、法曹資格の有無に関わらず修了生の進路を把握し、支援することが求められる。
- 法定事項の公表については、認証評価においても確認されることとなるが、各法科大学院においては、単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者はもとより広く社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広く提供することが期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果について、例えば修了生が自ら語る声を通して発信するなどの工夫が期待される。

⁵³ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵⁴ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条

⁵⁵ 文部科学省令和元年度法科大学院関係状況調査（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添10）

⁵⁶ 平成27年修了生の司法試験累積合格率（令和2年司法試験まで、募集継続校35校平均）